

法人顧客に係る銀証間の情報共有のあり方に関する研究会報告書

1. 研究会設置・検討経緯

- 金融審議会第一部会報告「我が国金融・資本市場の競争力強化に向けて（19.12.18）」において、ファイアーウォール規制を緩和する方向性が打ち出された。
- 規制見直しの中で、顧客情報の取扱いに関し、法人情報の共有に関し顧客に明確なオプトアウトの機会を付与することが適当とされた

顧客情報の共有については、ファイアーウォール規制とは別に、銀行の守秘義務に係る私法上の問題が存在

法人顧客に係る銀証間の情報共有のあり方に関する研究会

銀行・証券会社間の法人顧客情報の共有について、顧客および金融機関の双方において円滑かつ適切な情報共有が可能となるよう、当該規制見直しに適合した私法上の銀行の守秘義務のあり方について検討する。

- 委員 ※銀行取引や銀行の守秘義務等の問題に詳しい学者・弁護士により構成
 - 座長 岩原紳作（東京大学教授）
 - 森下哲朗（上智大学教授）、吉田正之（長島・大野・常松法律事務所弁護士）
 - 井上 聡（長島・大野・常松法律事務所弁護士）、佐藤正謙（森・濱田松本法律事務所弁護士）
- オブザーバー
 - 金融庁
 - 全国銀行協会

※研究会は、平成 20 年 1 月～3 月まで 3 回の会合を開催

2. 本報告書の概要

（1）報告書の基本構成

これまでの金融グループ等における情報の取扱いと守秘義務に関する先行研究をベースに検討

法人顧客情報については、当該法人に経済的な不利益が生じない形であれば、第三者への提供が認められる（個人情報のように人格権やプライバシーの問題ではない）

上記考え方を前提に検討

主要な内容

オプトアウトによる権利付与の方法

FW規制の見直しに係る法人顧客情報の共有＝オプトアウトの権利付与について、銀行の守秘義務の観点からも適当な方法として検討。

法人顧客情報の銀証間の情報共有と守秘義務の考え方の整理

上記先行研究をベースに、金融グループにおける情報共有と守秘義務の問題を整理。特に内部管理目的の場合は顧客同意なくして守秘義務上の情報共有可能と整理。

（2）検討結果(概要)

①金融グループの情報共有と守秘義務の考え方の整理

内部管理目的
 内部管理目的における情報共有：金融グループとして預金者保護等の観点から適切なりスク管理が求められていること等を踏まえ、原則として顧客同意のない場合も、法人顧客の情報共有は認められる。
 ただし、当該情報共有により企業顧客に経済的不利益が生じないことが必要。
 ⇒情報漏洩に対する適切な管理態勢整備、目的外使用の禁止等の措置を講じる必要。

マーケティング目的
 マーケティング目的における情報共有：情報共有が、顧客サービス等の利用者利便を向上させる大きな要因となることについては、守秘義務との関係を検討するうえで、重要なファクターとして評価されるべき。

情報共有から生じ得る諸問題
 有害な利益相反
 優越的地位の濫用
 インサイダー取引等

守秘義務自体に直接関係する問題では必ずしもなく、原則として金融グループにおける内部管理態勢の整備や各種法令における規律により対応されるべき問題。

しかし、各金融グループは、これらの問題に係る顧客の懸念が大きいことを踏まえて、必要な体制整備等に注力するとともに、顧客に配慮した業務運営に努めるべき。

②オプトアウトによる権利付与

- 法人顧客と銀行等との関係は、取引の頻度や深度、年数等に応じて極めて多様であり、実際にはケースバイケース。
- 適当なオプトアウトの機会付与の方法といえるためには少なくとも次の 3 つの点に留意する必要あり。

A 顧客企業に対し、グループ内での情報共有について、共有する主体が具体的に示されているという点

B 拒否機会の提供という観点から、意思表示によって自己に係る情報の共有を止められる旨が明確に示されている点

C Bに関わらず、内部管理目的での情報共有については、原則としてオプトアウトの権利行使の対象から除かれる旨が明確に示されている点

- 以上を踏まえ、具体的な方法としては以下のような評価。
 - 個別通知：顧客企業に対し、当該顧客ごとにそれぞれオプトアウトの機会付与が行われる方法
 - ⇒ 明示的な同意取得に近い方法として評価しうると考えられる
 - 特定性の強い通知：個別通知でない場合、オプトアウトの機会付与について、顧客において適切に認識し得るか
 - ⇒ 不特定の一般向けではない、顧客特定性があり、また継続して顧客が認識しうる手段は、適当なオプトアウトの方法と認められる可能性大
 - より一般的な「告知」または「掲示」の方法のみの場合
 - ⇒ 原則として、適当なオプトアウトの方法とは認められない。しかし、伝達を複数の方法を組み合わせて行う場合には、オプトアウトの方法として、特定性・継続性を相互の方法で補完していれば、適当な方法と考えられる場合あり。